四国地方は、急峻な山地が多く、地質が脆弱であるとともに、台風常襲地帯として多雨地域が広がっており、水害の起こりやすい自然条件下にある。加えて、近年においては、気候変動等の影響で水災害や土砂災害が頻発・激化している。

このような状況下において、平成２６年８月の台風１１号、１２号による記録的な大雨は、四国各所において、深刻な浸水被害をもたらし、特に、那賀川水系においては、戦後最大流量を超える規模の洪水が発生するとともに、仁淀川水系においても、局所的な記録的豪雨により、激甚な浸水被害が発生した。

被災地では、復旧作業に全力を挙げて取り組んでおり、特に直轄事業において、再度災害防止対策として、平成２７年度より床上浸水対策特別緊急事業を迅速に採択いただいたところである。しかしながら、四国の地形的特性から、昨年のような被害が他の水系でも起こりうる危険な状況であること、四国地方の一人当たり水害被害額が全国平均の 3.4 倍となっており、他の地域と比較し劣悪な水準にあること、全国に先駆けて高齢化が進展していることを踏まえ、早急な復旧・再度災害の防止を迅速に行うとともに、予防的な施設整備に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。また、災害時の迅速かつ的確な避難誘導をはじめ、危機管理体制の強化を早急に進めることが求められている。

一方、四国地方では近年渇水が頻発しており、特に早明浦ダムでは、平成６年、１７年、２０年に利水容量が底をつくなど、各地で経済活動や日常生活に計り知れない被害や影響を及ぼしている。

また、河川は、地域の風土や文化・歴史と深く関わっており、四万十川に代表される豊かで潤いのある水辺環境の創出や活力ある地域づくりを実現するため、地域と一体となった治水事業の推進を期待する地域の声が極めて大きくなってきている。

さらに、マグニチュード８以上の南海トラフ地震が今後３０年以内に７０％程度の高い確率で発生すると予測されており、目前に迫る脅威に対し、早急な地震・津波対策の実施が不可欠となっている。

四国地方における治水事業予算は、近年の厳しい予算環境の中、格別のご配慮をいただき、近年完成した波介川河口導流路や吉野川のほたる川排水機場等の治水施設の整備により、地域住民の生活及び生産活動の安定・活性化が図られており、地方創生・人口減少の克服のためにも更なる治水施設の整備が望まれている。さらに、老朽化した治水関係施設の割合も大きくなっており、その対策も必要となってきている。このため、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、津波や洪水などにより甚大な災害が起きてからでは、多くの人命や財産が失われるだけでなく、復旧や生活再建に多大な労力と予算が必要になり、地域経済の発展ひいては国家の繁栄を考えると、このような喫緊の課題への対応の遅れが後世に大いなる禍根を残すのではないかと危惧しているところである。

治水事業は、洪水などの災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するための最も根幹をなす社会資本整備である。その重要性はいつの

時代にあっても不変であり、たとえ経済が危機的な状況にあっても、「国家百年の計」として国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って着実に実施しなければならない。

ついては、本総会の総意に基づき、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

１　国土保全上または地方創生を実現するために特に重要な水系については、災害から国民の生命や財産を守り、社会経済活動が確実に守られるよう、国が地方と適切な役割分担のもと、責任を持って引き続き河川の管理を行うとともに、治水対策の観点から必要不可欠な堤防やダムなどの根幹的施設の整備を強力かつ計画的に推進すること。

２　地球温暖化に伴う気候変動による豪雨が激化傾向にあり、洪水被害の拡大が懸念されることから、予防的な治水対策に充てる投資を確保し、洪水被害を未然に防止するため、治水事業費の必要額を確保すること。
　また、地方の国土強靭化の取組が円滑に実施できるよう、総合的な防災・減災対策の実施や社会資本の老朽化対策を計画的に進めて行く必要があることから、新たな交付金制度も含め社会資本整備財源の安定的な確保や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめ起債制度の拡充を図ること。

３　毎年激化する洪水に備え、流域一体となった防災・減災対策を積極的に進めるとともに、河川管理施設の老朽化対策等により適正な維持管理をするため、必要な予算を確保すること。また、各地で恒常的に発生する渇水に備え、地域の実情に応じた水資源の確保を図ること。さらに、地球温暖化に伴う海面の上昇や台風の巨大化に備え、堤防の高潮対策などを推進すること。

４　平成２６年８月の台風１１号、１２号のように、時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、災害救助法の適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によって、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費及び被災者への介護サービス提供経費や介護施設の受け入れ経費を災害救助法の支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

５　市町村や地域住民と連携し、河川や水辺の持つ多様な機能や地域の創意としての知恵を活かした「かわまちづくり」を強力に推進し、治水上及び河川利用上の安全・安心を確保すること。

６　「犠牲者ゼロ」を目指すため、市町村が迅速かつ的確に情報の収集・伝達、水防活動を実施できるよう水災害予報センターや情報収集システムの充実・強化、

津波・洪水ハザードマップ作成の支援及び避難体制構築のための情報提供の充実を図ること。併せて、被災後の被害の拡大防止や早期復旧を図るため、「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の充実・強化を図ること。

７　南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防や樋門などの地震・津波対策を緊急かつ強力に推進するとともに、被災後の迅速な復旧・復興を支えるアクセス網の整備を早急に進めること。そのためにも、復興財源の「全国防災」に代わる新たな制度を創設し、予算確保をすること。

８　国土の強靭化や広域災害対応などで重要な役割を担っている国土交通省の地方整備局及び各事務所など出先機関の事務機能の強化を図ること。

平成２７年７月９日